明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五〇）　二

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三五一）

〔告　示〕

○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（**内閣府**一一五、一一六）　三

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二一一）

○円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三九二）　四

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**三九三）

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（**経済産業**一八八～一九〇）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**三〇五～三〇九）

○道路に関する件（**北海道開発局**一六一～一六四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　外務省　六

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二～四、長野同三、岐阜同三、愛知同二・三、佐賀同二）　七

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

（政令第三五〇号）（国土交通省）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

（政令第三五一号）（国土交通省）

一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正関係

特定共同住宅等建築主に該当することとなる建築主の要件としての一年間に新築する分譲型規格共同住宅等の住戸の数を一、〇〇〇戸とすることとした。（第九条第二項関係）

二　建築基準法施行令の一部改正関係

住宅の居住のための居室に必要な窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、七分の一とし、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置等の措置が講じられているものにあっては、一〇分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合とすることとした。（第一九条第三項関係）

三　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

1　広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、建築基準法（以下「法」という。）第五五条第三項及び第五八条第二項の規定による許可並びに法第五二条第六項第三号の規定による認定を追加することとした。（第二条の五第二号関係）

2　宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、法第五五条第三項及び第五八条第二項の規定に基づく制限に関する事項の概要を追加することとした。（第三条第一項第二号関係）

四　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

広告の規制等に係る許可等の処分に、法第五五条第三項及び第五八条第二項の規定による許可並びに法第五二条第六項第三号の規定による認定を追加することとした。（第七条第二号関係）

五　施行期日

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。